



■ 第3編 基本計画



第1章 重点プラン

1 重点プランと総合戦略との関係

「第5次総合計画」では、多古町における人口減少対策を総合的・効果的に推進していくため、令和元年度に策定した「第2期総合戦略」を、第5次総合計画の重点プランとして位置づけます。

「第2期総合戦略」は、総合計画に包含されるものであり、総合戦略と総合計画とは密接に関連していることから、整合性を図り、取組を推進します。

2 重点プランの内容

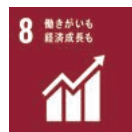
基本目標 1

多古町で安心して働ける雇用の場を創出し、これを支える人材を育成する

人口の転出抑制や転入促進のためには、人々のニーズに適合した雇用の場が町内にあることが重要です。そのため、多古町の基幹産業である農業の振興や地元企業への支援、企業誘致等を行い、雇用の場の創出を図ります。

またそれに関連して、人材の部分にも目を向け、地域や世界で活躍する人材の育成のための支援に取り組めます。

関連する
SDGs



【重点施策】

- ① 基幹産業としての農業の強化
- ② 地元企業への支援強化
- ③ 成田空港と圏央道に隣接した立地を活かせる業種・業態の誘致
- ④ 地域や世界で幅広く活躍する人材の育成

基本目標 2

多古町への新たなヒトやモノの流れを創出し、移住・定住・Uターンを促進する

豊富な地域資源や暮らしやすさ等、多古町が持つ多くの魅力を効果的にPRし、多古町のイメージアップを図ることで、多古町を知り、関わりを持ってもらい、移住・定住を促進します。

また、ふるさと意識の醸成や特色ある教育を推進することにより、郷土愛の醸成を図り、転出者のUターンについても促進します。

関連する
SDGs



【重点施策】

- ① 地域資源を活用した多古町の魅力発信
- ② 多古町の住みやすさ・暮らしやすさのPR
- ③ ふるさと意識の醸成と特色ある教育の推進
- ④ 多古町に関わる人材（関係人口）の創出
- ⑤ 多古町への民間資金の還流



基本目標 3 若い世代が結婚・出産・子育てのしやすい環境をつくる

若い世代に多古町に住んでもらうために、通勤・通学の利便性の向上を図るとともに、住宅取得についても支援を行います。

また、結婚・出産・子育てに関する支援の充実を図ることで、多古町で出会い、多古町で暮らしていくための環境を整備します。

関連する
SDGs



【重点施策】

- ① 通勤・通学圏の拡大
- ② 若い世代の転入を促す住環境の整備
- ③ 希望する方への結婚応援事業の実施
- ④ 出産・子育てをサポートする環境の充実

基本目標 4 誰もが健康でいきいきと活躍できる仕組みを整える

若者、高齢者、障がい者、外国人等、多古町に暮らす誰もが、居場所とコミュニティづくりを推進し、役割を持ち、生きがいを感じ、いつまでも健康でいきいきと活躍できる地域社会を目指し、それを実現するための仕組みを整備します。

関連する
SDGs



【重点施策】

- ① 全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」の推進
- ② 官民連携による活動の促進
- ③ 子どもから高齢者まで多世代にわたる健康づくりの推進



第2章 施策の体系

基本構想で掲げた町の将来像の実現に向けて、基本的視点を踏まえ、以下の施策を推進します。

基本政策1 空港と共生・共栄するまちづくり 〈圏央道・空港・シティプロモーション〉

分野別施策	施策
● 圏央道の開通・成田空港の更なる機能強化による町の活性化	1 立地条件を生かした企業誘致 2 圏央道の整備促進 3 空港の機能強化に伴う町道等の整備
● 民間活用の推進	1 民間事業者が参入しやすい地域づくり
● 各種媒体を活用した積極的な情報発信	1 町の魅力発信

基本政策2 共に支え合う、みんなにやさしいまちづくり〈子育て・福祉・医療〉

分野別施策	施策
● 多古町で子育てしたいと思える環境づくり	1 結婚・出産・子育て支援の充実
● 誰もが安心して暮らせる地域共生社会の構築	1 町民同士の支え合い・助け合いの推進 2 高齢者福祉・介護保険制度の充実 3 障がい者福祉の充実 4 生活支援体制の充実
● 主体的な健康づくりと安心できる地域医療体制の充実	1 健康づくりの推進 2 保健・医療の充実

基本政策3 活気と賑わいのある自慢できるまちづくり〈産業振興・交流〉

分野別施策	施策
● 競争力と安定性のある農業経営環境の強化	1 生産環境の整備 2 生産体制の強化 3 産地化の促進 4 畜産業の振興 5 新規就農・後継者の育成 6 指導・流通体制の強化 7 総合的な推進体制の確立
● まちの賑わいを創り出す商工業の振興	1 既存工業への支援 2 魅力ある商店街・拠点の形成 3 経営の安定化対策の推進
● 道の駅を拠点とした多様な観光・交流プログラムの展開	1 観光まちづくりの基盤形成 2 観光資源の発掘と活用 3 観光PRの強化 4 道の駅多古の魅力向上
● 移住・定住支援の推進	1 多古町の住みやすさ・暮らしやすさのPR 2 多古町に関わる人材(関係人口)の創出 3 若い世代の転入を促す住環境の整備



基本政策4 自然と調和した安全・安心なまちづくり〈環境・都市基盤整備・安全〉

分野別施策	施策
● 自然と調和した土地利用の推進	1 適切な土地利用の推進 2 土地利用動向の適切な把握
● 地域特性を活かした交通ネットワークの強化	1 国・県道の整備促進 2 町道の整備 3 法定外公共物の管理 4 橋梁の点検整備
● 暮らしの利便性に配慮した公共交通体系の確保	1 公共交通の利便性の向上 2 交通結節機能の強化
● 親しみと憩いを感じる空間・景観の形成	1 公園・緑地の整備 2 美しい景観の形成 3 森林の持つ多面的機能の維持・活用
● 快適で潤いのある暮らしの基盤・環境の整備	1 住宅の建設、改善への適切な対応・支援 2 安全で強靱な水道事業の実現 3 ごみの適切な処理 4 し尿及び生活雑排水の適切な処理 5 公害・環境対策の推進
● 災害に強くしなやかで、安全・安心なまちづくり	1 治山・治水対策などの推進 2 災害対策の確立 3 消防体制の充実 4 防犯対策の推進 5 交通安全対策の推進 6 消費者の自立

基本政策5 学びと生きる力を育むまちづくり〈教育・文化・人づくり〉

分野別施策	施策
● 地域に根ざした魅力ある教育の推進	1 幼児教育の推進 2 学校教育の充実
● 生涯を通じて学べる環境の充実	1 生涯学習の充実 2 多古町文化の育成と活用
● 郷土を愛し次世代を担える人材の育成	1 郷土愛の醸成・ふるさと教育の推進 2 青少年の健全育成

基本政策6 みんなが主役のまちづくり〈町民参加・生きがい・行財政〉

分野別施策	施策
● まちづくりへの町民参加と協働・共創の構築	1 町民参加の推進 2 NPO・ボランティア団体の育成 3 地域コミュニティ活動の促進 4 男女共同参画社会の実現
● 効率的・効果的な行政運営の推進	1 行政運営の効率化・弾力化 2 職員の能力開発 3 ICTの利活用
● 健全で安定的な財政運営の推進	1 安定的な財源の確保 2 合理的・効率的な財源配分 3 財政事情の公表
● 多様なニーズに対応した広域行政の推進	1 関係市町との連携強化 2 国・県との連携強化

第3章 分野別施策

基本計画の見方

分野別施策について、施策の体系に沿って示します。各項目の詳細については以下のとおりです。

分野別施策名です。

関連するSDGsを記載しています。

基本政策2 共に支え合う、みんなにやさしいまちづくり (子育て・福祉・医療)

多古町で子育てしたいと思える環境づくり

関連するSDGs

分野別施策に関する現状と課題です。

現状と課題

- 全国的に少子化が進行しており、本町も同様の状況となっています。結婚を後押しする支援や、妊娠から出産・子育てまで切れ目ない支援を進め、少子化対策を行うことが必要となっています。
- 本町では、常に多様な保育ニーズを考えた保育サービスの向上に努めており、子育て支援に関する取組は、町民からの満足度として最も高くなっています。
- 若年層の転出者数が多くなっているため、若者が町に残るための取組を推進していくことが重要です。

今後の方針

- 結婚や子育ての支援を充実させるため、各部署が連携し、結婚につながる施策を実施するとともに、妊娠から子育てまで切れ目なく支援する、ワンストップ拠点の充実に取り組みます。
- 多古こども園で質の高い教育・保育を一体的に提供するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを引き続き提供していきます。
- 高校生までの医療費助成制度等を継続し、子育て世代の経済的支援を図り、少子化対策に積極的に取り組みます。

分野別施策に関する今後の方針です。

施策に関連する個別計画を記載しています。

施策1 結婚・出産・子育て支援の充実 ◆子ども・子育て支援事業計画

結婚を希望する町民を後押しする取組を、分野を問わず推進します。

少子化や保育ニーズの多様化など、社会情勢の変化に対応し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない包括的な支援を行うワンストップ拠点として、「子育て世代包括支援センター」の充実を図ります。また、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療に対して助成します。

地域子ども・子育て支援事業を継続実施するとともに、町独自の取組として、子育てに係る経済的負担の軽減を図るため、出産・入学等に対する祝金の支給、小・中学生の給食費の無償化、高校生までの医療費の無償化等を継続し、その充実に取り組みます。

更に、こども園や学童保育所の待機児童ゼロを堅持していくとともに、病児保育所の運営により、仕事と育児の両立を支援します。今後も、保護者のニーズについて注視するとともに、状況に応じて必要な施策を推進していきます。

具体の施策内容です。



分野別施策に関する
成果目標です。

成果指標	単位	現状 (令和元)	目標			
			令和3	令和4	令和5	令和6
多古町の待機児童数	人	0	0	0	0	0
子育て支援センター利用者数	人	19,425 (平成27～ 令和元)	3,500	4,800	4,600	4,500
病児保育所利用定員数	人	実施施設無し	6	6	6	6
合計特殊出生率	-	1.06	-	-	-	1.49
母子保健事業参加者数	人	延べ443	延べ470	延べ480	延べ490	延べ500

ここから始めてみよう～町民が参加できること～

- 家庭で子どもと対話するなど、子どもとの時間を増やしましょう。
- 子育て支援に関する情報を積極的に入手し、サービス等を有効に活用しましょう。
- 安心して子育てできるよう、多古町全体で子どもや保護者を見守りましょう。

町民の皆様にご心がけていただきたいことを示しています。
できることから始めてみませんか。

関連計画

	令和3	令和4	令和5	令和6
◆子ども・子育て支援事業計画 第2期 令和2年度～令和6年度	[Redacted]			

関連する個別計画の
詳細です。



計画の見方は
わかったかしら？



基本政策 1 空港と共生・共栄するまちづくり (圏央道・空港・シティプロモーション)

圏央道の整備・成田空港の更なる機能強化にかかる町の活性化

関連する
SDGs



現状と課題

- 令和6（2024）年度末に圏央道の大栄－横芝間の開通が予定されており、令和10（2028）年度末に成田空港の更なる機能強化による新滑走路等の使用開始が予定されています。
- 今後、成田空港周辺に空港関連企業の進出が見込まれることから、多古町がその受け皿となるべく、企業が立地しやすい環境整備が必要です。

今後の方針

- 圏央道の開通や成田空港の更なる機能強化の効果を活用し、企業が立地しやすい環境整備を推進し、新たな企業の進出と、雇用の場の創出を促進します。

施策 1

立地条件を生かした企業誘致

成田空港と近接する優位性と、圏央道の（仮称）国道 296 号インターチェンジ等の設置を活かし、土地利用の見直しと交通網の整備を推進します。

また、複合エリア及び企業誘致推進エリアについては、圏央道の整備や成田空港の更なる機能強化などの効果を活用し、地域の特性を活かした土地利用を推進します。

本町の立地条件を PR するとともに、企業誘致条例等による進出企業への支援措置や用地の確保に対する支援を図るなど、企業が立地しやすい環境整備を推進します。

また、空き公共施設等への企業誘致を推進します。

施策 2

圏央道の整備促進

首都圏の各都市や成田空港等の拠点間の交通利便性を高めるとともに、災害時の緊急輸送路の確保や沿線地域の活性化等、国土強靱化の推進と地方創生の実現に資するため、圏央道の開通目標に向けた確実な整備を関係機関に要請します。



施策3

空港の機能強化に伴う町道等の整備

成田空港の更なる機能強化により廃止される町道については、関係機関と協議し、機能を補償する道路整備を図ります。

また、成田空港の更なる機能強化などに関連した、空港を見下ろす公園等の新たな公園整備を推進します。

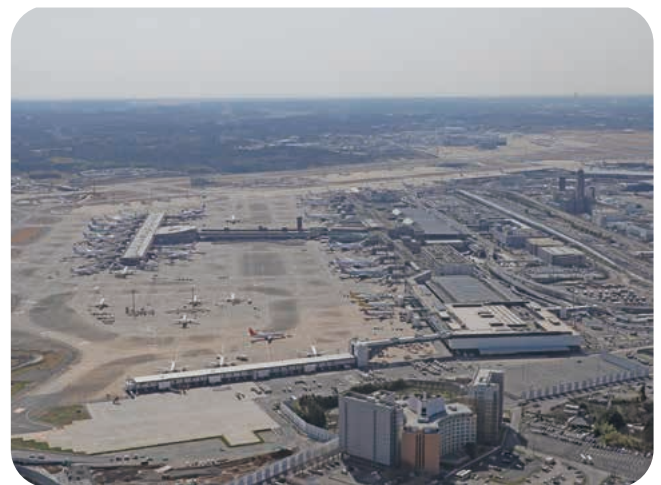
成果指標	単位	現状 (令和元)	目標			
			令和3	令和4	令和5	令和6
誘致事業所	事業所	1	+1	+1	+1	+1
誘致企業の雇用者数 (町内在住者数)	人	0	-	2	3	4
空港の機能強化に伴う町道 (機能補償道路)の整備率	%	0.0	-	2.0	5.0	10.0

ここから始めてみよう～町民が参加できること～

- 成田空港に関心を持ちましょう。
- 企業誘致に関心を持つことから始めてみませんか。



成田空港(第1ターミナル)

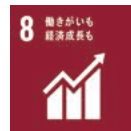


成田空港(第2・第3ターミナル)



民間活用の推進

関連する
SDGs



現状と課題

- 企業誘致や住宅開発など、大規模な開発に対応するには、民間事業等の参加が必要です。
- 令和2年7月、千葉工業大学と人材育成や地域活性化などで協力する連携協定を締結しました。

今後の方針

- 成田空港の更なる機能強化を周辺地域として支えていくためには、生活環境の向上や産業振興、インフラ整備の各分野で、ダイナミックな地域づくりが必要であり、行政だけの地域づくりでは限界があることから、様々な主体の民間活用等は必要不可欠となります。町の活性化を実現するため、民間事業者等が参入しやすい地域づくりを目指します。

施策 1

民間事業者が参入しやすい地域づくり

圏央道の（仮称）国道 296 号インターチェンジ周辺地域などについては、規制緩和実現に向け関係機関と連携し、民間事業者等が参入しやすい地域づくりを目指します。

また、民間事業者等の活用による企業誘致や住宅開発などを推進し、自然環境と調和した地域づくりを図ります。

更に、千葉工業大学との連携協定を含め、様々な主体の民間事業者等と連携して、地域活性化に取り組めます。

●成田空港周辺の規制緩和に向けた動き●

成田空港周辺 9 市町村を対象として、「世界で一番ビジネスがしやすい環境」を作ることを目的に、大胆な規制・制度などの緩和を行う規制緩和制度として、空港を支える土地利用や人材の弾力化の実現などを目指し、令和3年1月15日、千葉県が国（内閣府）に「国家戦略特区」の提案を行いました。

基本政策1 空港と共生・共栄するまちづくり

各種媒体を活用した積極的な情報発信

関連する
SDGs



現状と
課題

- 現況では、町の魅力や情報を広報たこ、ホームページ、SNS などを活用して広く発信できるよう努めています。しかし、平成 30 年度に実施した都市部住民を対象にした「多古町地域資源発掘事業調査」では、多古町を「知っていた」と答えた人は 17.2%と全国的な認知度は低い数値となっています。
- 令和 2 年全国広報コンクールのウェブサイト部門では、多古町ホームページが入選、更に多古町マスコットキャラクター「ふっくらたまこ」が「ゆるキャラグランプリ 2020 THE FINAL」において、全国第 8 位、千葉県第 1 位を獲得するなど、多古町の知名度向上が図られています。
- 今後は、県内でもトップクラスの子育て施策など、町外に向けて様々な施策を展開していく上で、更なる知名度向上を目指し、町民と一体となった情報発信や「多古町ファン」を増やす効果的な取組が必要となります。

今後の
方針

- 町民をはじめ、より多くの人に多古町を知ってもらうため、各種媒体を活用し、より積極的に町の様々な情報発信を図ります。

施策1 町の魅力発信

広報たこやホームページ、SNS など、多様な媒体を利用し、その媒体の特性を活かした、ターゲットとなる層への効果的な情報発信を行います。

多古町マスコットキャラクター「ふっくらたまこ」を積極的に活用し、多古町の知名度・愛着度を高めていきます。

また、町民をはじめ国内外から訪れる観光客向けに、ホームページへの歴史・文化財マップ等の掲載を推進し、情報発信を強化します。

成果指標	単位	現状 (平成 30 年)	目標			
			令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
ホームページの アクセス件数	件	延べ 239,491	延べ 289,000	延べ 306,000	延べ 323,000	延べ 340,000

※令和元年度(延べ 325,401 件)は、台風 15 号等によるアクセスが集中し、特異値であったため、平成 30 年値を現状値とした。

ここから始めてみよう～町民が参加できること～

- 町から発信される広報たこやホームページ等の情報をチェックしてみませんか。



基本政策 2 共に支え合う、みんなにやさしいまちづくり (子育て・福祉・医療)

多古町で子育てしたいと思える環境づくり

関連する
SDGs



現状と課題

- 全国的に少子化が進行しており、本町も同様の状況となっています。結婚を後押しする支援や、妊娠から出産・子育てまで切れ目ない支援を進め、少子化対策を行うことが必要となっています。
- 本町では、常に多様な保育ニーズを考えた保育サービスの向上に努めており、子育て支援に関する取組は、町民からの満足度として最も高くなっています。
- 若年層の転出者数が多くなっているため、若者が町に残るための取組を推進していくことが重要です。

今後の方針

- 結婚や子育ての支援を充実させるため、各部署が連携し、結婚につながる施策を実施するとともに、妊娠から子育てまで切れ目なく支援する、ワンストップ拠点の充実に取り組みます。
- 多古こども園で質の高い教育・保育を一体的に提供するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを引き続き提供していきます。
- 高校生までの医療費助成制度等を継続し、子育て世代の経済的支援を図り、少子化対策に積極的に取り組みます。

施策 1

結婚・出産・子育て支援の充実

◆子ども・子育て支援事業計画

結婚を希望する町民を後押しする取組を、分野を問わず推進します。

少子化や保育ニーズの多様化など、社会情勢の変化に対応し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない包括的な支援を行うワンストップ拠点として、「子育て世代包括支援センター」の充実を図ります。また、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療に対して助成します。

地域子ども・子育て支援事業を継続実施するとともに、町独自の取組として、子育てに係る経済的負担の軽減を図るため、出産・入学等に対する祝金の支給、小・中学生の給食費の無償化、高校生までの医療費の無償化等を継続し、その充実に取り組みます。

更に、こども園や学童保育所の待機児童ゼロを堅持していくとともに、病児保育所の運営により、仕事と育児の両立を支援します。今後も、保護者のニーズについて注視するとともに、状況に応じて必要な施策を推進していきます。



成果指標	単位	現状 (令和元)	目標			
			令和3	令和4	令和5	令和6
多古町の待機児童数	人	0	0	0	0	0
子育て支援センター利用者数	人	19,425 (平成27～ 令和元)	3,500	4,800	4,600	4,500
病児保育所利用定員数	人	実施施設無し	6	6	6	6
合計特殊出生率	—	1.06	—	—	—	1.49
母子保健事業参加者数	人	延べ443	延べ470	延べ480	延べ490	延べ500

ここから始めてみよう～町民が参加できること～

- 家庭で子どもと対話するなど、子どもとの時間を増やしましょう。
- 子育て支援に関する情報を積極的に入手し、サービス等を有効に活用しましょう。
- 安心して子育てができるよう、多古町全体で子どもや保護者を見守りましょう。

関連計画

	令和3	令和4	令和5	令和6
◆子ども・子育て支援事業計画 第2期 令和2年度～令和6年度	(計画内容)			



多古こども園



多古病児保育所

誰もが安心して暮らせる地域共生社会の構築

関連する
SDGs



現状と課題

- 地域共生社会の実現に向けた地域づくりを推進するため、町民同士の支え合い・助け合いを促進する体制づくりが必要です。
- 地域福祉に関わる担い手が不足しており、支え手の確保と育成は、今後も重要な取組です。
- 年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが安心して暮らしていける福祉の充実が求められています。
- 様々な課題を抱える方や制度の狭間でサービスが受けられない方も含めた包括的な支援体制づくりを推進することが必要です。

今後の方針

- ボランティア団体等の協力を得て、地域に密着した福祉施策の充実に努め、自助・互助・共助の考え方を普及し、町民同士の支え合い・助け合いを促進します。
- 国民健康保険制度や国民年金制度、後期高齢者医療制度に対する理解を深めるため、制度の周知を図ります。
- 介護保険制度と福祉サービスの連携や高齢者に対する介護予防と福祉サービスの充実を図り、地域包括ケアシステムを推進します。
- 障がい者が地域で安心して暮らせるよう、適切な福祉サービスの提供と社会参加の促進を支援します。
- 経済的に不安定な方に対する相談体制を強化し、経済的自立と生活意欲の助長を促します。



愛と真心の訪問事業



施策1

町民同士の支え合い・助け合いの推進

◆地域福祉計画画 ◆国民健康保険事業実施計画(データヘルス計画)

すべての町民が地域でその人らしい生活を送れるよう、地域福祉計画に基づき、町民同士の支え合い・助け合いを推進します。

地域福祉を担う体制を強化するため、多古町社会福祉協議会の機能の充実や県との連携強化を推進します。

シルバー人材センターの活動を支援し、高齢者の社会参加と生きがいづくりを促進します。

福祉に対する意識を高めるため、学校教育や生涯学習の中で福祉に関する教育を推進するとともに、各種媒体を活用して、意識啓発を図ります。

国民健康保険制度や国民年金制度、後期高齢者医療制度など、共に支え合う制度に対する理解を深めるため、広報たこやホームページ等で制度の周知を図るとともに、国民健康保険事業実施計画に基づき町独自の健康づくりに取り組みます。

施策2

高齢者福祉・介護保険制度の充実

◆高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・地域福祉計画

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、介護保険事業の健全運営と適切なサービス提供に努めます。また、高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進し、高齢者がいきいきと暮らせる地域づくりを推進します。

施策3

障がい者福祉の充実

◆障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画

障害者計画、障害福祉計画に基づき、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう福祉サービスの提供を行うとともに、障害児福祉計画に基づき、成長する各ライフステージにおいて、切れ目のない福祉サービスの提供を行います。

保健福祉センターを拠点とした相談・指導・訓練体制の強化や地域での交流活動を促進し、障がい者の社会参加を支援します。

施策4

生活援護体制の充実

民生委員児童委員や関係機関等と連携して経済的に不安定な方の生活実態を把握し、実情に即した適正な援護を推進します。また、自立と生活意欲を助長するため、生活相談・生活指導の充実を促進します。



成果指標	単位	現状 (令和元)	目標			
			令和3	令和4	令和5	令和6
要介護認定率	%	14.8	15.5	15.6	15.7	15.8
介護予防活動への参加者数	人	延べ 7,882	延べ 11,400	延べ 11,600	延べ 11,800	延べ 12,000
国民健康保険税収納率	%	92.14	現状値より 増加	現状値より 増加	現状値より 増加	現状値より 増加

ここから始めてみよう～町民が参加できること～

- 家庭で対応できない作業等については、シルバー人材センターを活用しましょう。
- 元気な高齢者はシルバー人材センターに登録しましょう。
- 健康で暮らしつづけられるよう、日頃から身体を動かしましょう。
- 年金制度など社会保障制度について理解を深めましょう。
- 地域で行われている助け合い活動に参加しましょう。
- 地域の高齢者や障がい者の方に、積極的に声掛けをし、見守り活動を行いましょう。

関連計画

		令和3	令和4	令和5	令和6
◆地域福祉計画	令和3年度～令和7年度	■			
◆国民健康保険事業実施計画(データヘルス計画)	令和3年度～令和6年度	■			
◆高齢者保健福祉計画	令和3年度～令和5年度	■			■
◆介護福祉事業計画	第8期 令和3年度～令和5年度	■			■
◆障害者計画	令和3年度～令和5年度	■			■
◆障害者福祉計画	第6期 令和3年度～令和5年度	■			■
◆障害児福祉計画	第2期 令和3年度～令和5年度	■			■

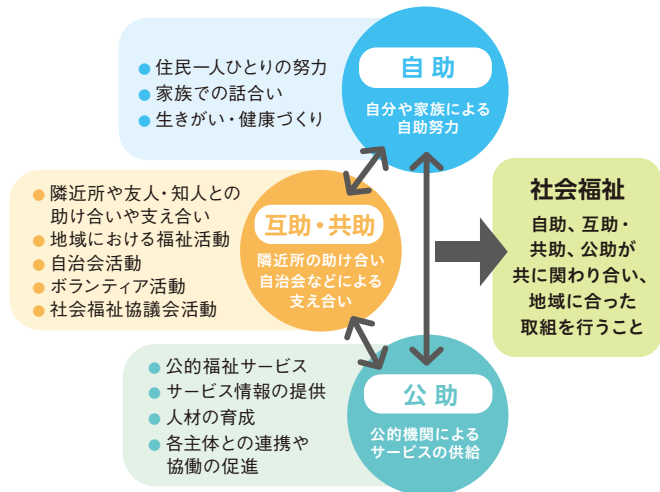
●地域福祉計画の理念・基本目標・施策体系●

① 計画の基本理念

共に支え合う、みんなにやさしいまちづくり

② 基本とする考え方

住民の自助努力と、住民同士・地域での互助・共助が行われ、自助や共助では対応しきれない部分を公的福祉サービスによる公助で補完するという原則を尊重して、地域のよいところを「互助・共助」の実践につなげていきます。



③ 基本目標と施策体系

基本理念	基本目標	施策
共に支え合う、みんなにやさしいまちづくり	<p>1 地域包括支援体制の整備</p> <p>生活のしづらさや困難を抱える人の課題が重複・複雑化しており、世帯全体で支援が必要なケースが増えています。関係課・関係機関とのネットワークを図りやすい体制を確立します。</p>	<p>1. 1 地域包括ケアの推進</p> <p>1. 2 相談支援体制・ケアマネジメント機能の充実</p> <p>1. 3 多様なサービスの提供と福祉サービスの質の向上</p> <p>1. 4 情報提供の充実</p>
	<p>2 横断的課題解決への取組の推進</p> <p>人口減少や高齢化・核家族化の進行等により、ひとり暮らし世帯の増加や地域で孤立になりがちな世帯がみられます。多古町のまるごと地域包括ケアシステム*を推進し、住民が安心して暮らせる体制づくりを進めます。</p>	<p>2. 1 地域での声かけ・見守り活動の推進</p> <p>2. 2 地域の居場所・集まる機会づくり</p> <p>2. 3 権利擁護支援の推進</p> <p>2. 4 地域で孤立し支援が必要な人への支援対策</p> <p>2. 5 生活基盤の確保支援</p> <p>2. 6 共生型サービスの検討</p> <p>2. 7 地域の安心・安全対策の推進</p> <p>2. 8 介護福祉人材の育成</p>
	<p>3 地域福祉の意識づくりと人づくりの推進</p> <p>地域にある課題を自分たち・町全体の課題としてとらえることを基本に、協働で地域福祉の推進を目指します。地域に関わり、地域を支え合う人づくりに取り組みます。</p>	<p>3. 1 地域で支え合う意識の啓発</p> <p>3. 2 介護予防と健康支援の一体的な推進</p> <p>3. 3 互いに関わり参加する地域づくりの推進</p> <p>3. 4 多様な主体の育成と協議体を中心にした協働の促進</p> <p>3. 5 ボランティア活動の活性化</p> <p>3. 6 各種福祉団体等の活動支援</p>

主体的な健康づくりと安心できる地域医療体制の充実

関連する
SDGs



現状と課題

- 生涯を通じて健康な生活が送れるよう、健康保持、健康増進、疾病の予防・早期発見・早期治療を促す事業を展開していくことが重要です。
- 定期的な検診（健診）の受診促進に向けた「多古町いきいき健康ポイント事業」等、自主的な健康づくりに向けた取組を引き続き実施していくことが重要です。
- 本町で安心して医療を受けられるよう地域医療体制を充実していくことが重要です。

今後の方針

- 生涯を通じて、健康な生活が送れるよう、健康保持、健康増進、疾病の予防・早期発見・早期治療を促す事業を展開します。
- 関係部局が連携して健康づくりに関する総合的な計画を策定・推進するほか、町民のニーズにあった各種スポーツ・レクリエーションの活動の場となる社会体育施設の適正な維持・管理に努めます。
- 国保多古中央病院において、医師、看護師等を確保し、診療体制を充実するとともに、他の医療機関との連携を強化し、地域医療体制を充実します。

施策 1

健康づくりの推進

◆健康づくり推進計画

各種検診（健診）等を実施し、病気の予防または早期発見につながるよう、健康ポイント等を活用し、検診（健診）受診率の向上に取り組みます。

生涯スポーツを推進するため、スポーツ大会や教室を開催し、競技スポーツの振興を図るほか、幅広い年代に親しまれるスポーツ・レクリエーションの普及を推進し、スポーツ・レクリエーションを通じた、多様な世代のコミュニケーションの活性化を図ります。また、指導者の育成や社会体育施設の活用により、スポーツを実践する機会の拡充に努めます。



施策2

保健・医療の充実 ◆健康づくり推進計画 ◆国保多古中央病院新改革プラン

妊娠・出産から就学まで、一貫した母子保健サービスの充実を図るとともに、乳幼児健診や面談を通じて、障がいの早期発見や乳幼児虐待の早期把握に努めます。また、学校保健と連携し、思春期教育を充実していきます。

医療機関との連携のもとに予防接種対象者に対して適切な情報提供を行い、予防接種率の向上に努めます。

健康相談や健康教育、各種検診（健診）を推進し、生活習慣病を予防するため、各種検診（健診）に関する啓発を図り、受診率の向上に努めます。

高齢者に対しては、介護保険事業との連携を図りながら各種検診（健診）や相談、指導を推進します。

感染症の流行状況や予防方法等、感染症予防についての意識啓発を図るとともに、新たな感染症の対策を強化します。

国保多古中央病院を地域の中核的医療機関として維持していくため、医師や看護師等の確保と設備や医療機器の改修・更新を推進するとともに、医療連携機能を充実し、相談窓口の機能強化を図ります。

また、自己の健康管理や医療費抑制等の観点から、かかりつけ医を持つことの重要性を町民に啓発するとともに、病気の特性や症状に応じて適切な治療を受けることができるよう、開業医から周辺の第三次救急医療機関までのそれぞれが持つ機能や特性を活かした医療の分担・連携体制の確立を促進します。

地域の保健活動と保健体制の充実を図るため、保健推進員を確保するとともに、保健、医療、福祉、教育の各分野の連携強化を図ります。

成果指標	単位	現状 (令和元)	目標			
			令和3	令和4	令和5	令和6
体育施設利用者数	人	延べ 68,932	延べ 74,200	延べ 77,800	延べ 81,400	延べ 85,000
健康寿命(65歳男性)	歳	83.33 (平成28)	83.53	83.73	83.93	84.13
健康寿命(65歳女性)	歳	86.81 (平成28)	87.20	87.40	87.60	87.80



ここから始めてみよう～町民が参加できること～

- かかりつけ医を持ち、医療機関を適切に利用しましょう。
- 生活習慣病の予防のため、食生活の改善に努めましょう。
- 「自分の健康は自分で守る」という意識を持ちましょう。
- 検診（健診）を積極的に受診し、自身の健康に関心を持ちましょう。
- 日常生活の中に、健康づくりのための時間を積極的に取り入れましょう。
- 自分に合ったスポーツやレクリエーションに継続的に取り組みましょう。
- スポーツなどを通して家族や仲間とのコミュニケーションを深めましょう。

関連計画

	令和3	令和4	令和5	令和6
◆健康づくり推進計画 平成30年度～令和9年度				
◆国保多古中央病院新改革プラン 令和3年度～令和7年度				



町民マラソン大会



いきいき交流サロン



母子保健事業



国保多古中央病院

●いきいき健康ポイント事業●

多古町いきいき健康ポイントシート

ステップ1 (チャレンジポイント) ※チャレンジポイントは必須です。

運動や食事のチャレンジ目標を決めて、毎日の記録をつけよう!

まずは30日間チャレンジしてみよう! (連続した日でなくてもOKです)

(運動の目標例) ウォーキング30分(8000歩)・ラジオ体操をする
 筋トレを決まった回数やる・ストレッチを30回する など

(食事の目標例) 朝食を食べる・おやつを制限する・野菜を摂取する
 1口30回噛んで食べる など

運動の目標 _____

食事の目標 _____

目標が達成できた日にちを記入し、○をつけましょう。○1つが5ポイントになります。

日	例	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日
運動	8/10	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
食事	8/10	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/

運動 (5)ポイント × 日 = ポイント

食事 (5)ポイント × 日 = ポイント

最大30日

運動 ポイント + 食事 ポイント = チャレンジポイント 合計

※チャレンジポイントは必須です。

ステップ2 (けんしんポイント) 健康診断を受けよう!

特定健診、職場の健診や人間ドックなどを受けて、自分の身体を知ろう!

健診(検診)は実施期間(令和2年1月1日から令和2年12月31日まで)に受けた健診(検診)が対象になります。

受けた健康診断(検診)	検査した日	ポイント
健康診断(特定健診・後期高齢者・電通)	/	200
人間ドック	/	200
胃がん検診	/	100
大腸がん検診	/	100
乳がん検診	/	100
子宮がん検診	/	100

受けた健康診断(検診)	検査した日	ポイント
肺がん検診	/	100
前立腺がん検診	/	100
肝炎ウイルス検診	/	50
骨粗しょう症検診	/	50
風しん抗体検査	/	50
歯科検診(歯周病検診等)	/	50

※人間ドックとあわせて受けるがん検診も対象です。

けんしんポイント 合計 ポイント

ステップ3 (けんこうポイント) 感染症に負けない体づくりをしよう!

健康のためにいいことをして、ポイントを獲得しよう。

感染症に負わず、健康に過ごすためには、免疫力を高めることが大切です。ウイルスなどに対する免疫力(抵抗力)は睡眠中に維持・強化されます。定期的な睡眠時間を心がけましょう。

よく笑うことにより、体を守る働きを持つ細胞が活性化されます。最低1日1度は笑いましょう。外出からの帰宅時や食事の前など手洗いを徹底しましょう。

毎食後必ず歯を磨き、お口の中を清潔に保ちましょう。感染症の予防にも効果があります。その他、健康のために続けていることがあれば、記入してください。

感染症予防で行っていること	できているばい	ポイント	健康のために行ったこと	実施日	ポイント
規則正しく睡眠をとっている	<input type="checkbox"/>	50	健康に関する活動に参加している	/	100
毎日よく笑っている(1日1笑)	<input type="checkbox"/>	50	ボランティア活動に参加した	/	50
手洗いを徹底している	<input type="checkbox"/>	50	インフルエンザ予防接種を受けた	/	100
毎日の健康状態を記録している	<input type="checkbox"/>	50	風しんウイルス予防接種を受けた	/	100
毎食後、必ず歯を磨いている	<input type="checkbox"/>	50	献血をした(1回100ポイント×回数)	/	100
その他()	<input type="checkbox"/>	50	特定保健指導を受けた	/	50

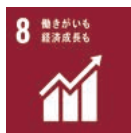
けんこうポイント 合計 ポイント



基本政策 3 活気と賑わいのある自慢できるまちづくり (産業振興・交流)

競争力と安定性のある農業経営環境の強化

関連する
SDGs



現状と課題

- 本町における就業者のうち、農業が占める割合は減少傾向となっています。農業生産の維持、活性化を図るため、新規就農・後継者の育成が必要です。
- 農産物の魅力向上に向けた、特産品の開発や消費者ニーズに合わせた生産を推進していくことが重要です。
- 生産体制の維持、耕作放棄地の解消、担い手の確保といった課題に対する取組を推進することが必要です。
- 農産物のPRや流通体制の強化を図り、販路拡大を行うことが重要です。

今後の方針

- 首都圏への新鮮な農産物供給地としての機能を維持するため、生産環境や体制の整備を支援し、質の高い新鮮な農産物の安定的な生産を促進します。
- 農地の集積や大規模化、法人化を促進し、生産体制の維持と耕作放棄地の解消、担い手の確保に努めます。
- 特産品の開発や消費者ニーズに合わせた生産を推進し、農産物の魅力を高め、農産物のPRと流通体制の強化を図り、販路拡大を促進します。
- 農業を核とした、地域に活気と賑わいをもたらす新しい産業振興を図ります。

施策 1

生産環境の整備

◆農業振興地域整備計画

効率的な農業経営の実現を目指し、栗山川沿いなどの圃場の基盤整備と大規模化・集積化を促進します。

水田の汎用化や農地の耕作条件を向上させるため、かんがい排水事業等を推進します。また、房総導水路排水機場の適切な更新・修繕を行い、機能維持に努めます。

施策 2

生産体制の強化

地域農業の持続的発展のため、人・農地プランの実質化に取り組み、その中心経営体となる認定農業者等の育成を図ります。

農業経営の近代化を推進するため、農業近代化資金や農業経営基盤強化資金に対し利子補給を実施します。



施策3 産地化の促進

首都圏における新鮮な食糧の産地としてのブランド力を向上させるため、地域団体商標登録のブランド米「多古米」の良質保持と均一化や「多古やまと芋」の地域団体商標登録を目指し、統一ブランド基準を設けるなど、産地の特定と品質確保の仕組みを実現させ、販売戦略につなげます。消費者の需要に応じた質の高い農産物や地域の特産品の生産と、その特産品を活かした商品開発の取組に対する支援や機会の創出を促進します。

また、それら農産物や特産品を観光資源としても活用できるよう、道の駅多古での販売促進も含めた支援を図ります。

施策4 畜産業の振興

良質な畜産物の供給と経営基盤の充実を図るため、規模拡大を推進するとともに、生産環境の整備と衛生対策の強化を促進します。更に、耕種農家との連携強化に努め、家畜ふん尿の堆肥化による土壌還元や稲作農家との飼料用米を活用した耕畜連携を促進します。

施策5 新規就農・後継者の育成

地域農業の活性化を図るため、新規就農者・農業後継者の育成を図り、経営の安定化等による農業の魅力向上を促進します。更に、生産者と消費者との交流事業・体験農業等を通じて新規就農者と農業後継者の定着を促進します。

施策6 指導・流通体制の強化

農業生産技術の向上と流通ルートの拡大を図るため、ICTの習得や農業生産工程管理（GAP）^{※2}の取組を推進します。

また、道の駅多古などの直売施設やインターネット等の通信販売による農産物販売など、消費者と直結した流通体制の充実を促進します。

施策7 総合的な推進体制の確立

農業振興に総合的に取り組むため、生産者や農業協同組合等と連携して、農業振興のための総合的な推進体制の確立を促進します。

体験型農業による都市と農村との交流など、農業を核としながら地域産業と連携した新たな産業の振興を図ります。

※2 農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のこと



成果指標	単位	現状 (令和元)	目標			
			令和3	令和4	令和5	令和6
耕作放棄地の面積	ha	246	244	242	240	238
農地所有適格法人	社	22	25	26	28	30
新規就農者数	人	8 (平成27~令和元)	+2人	+4人	+6人	+8人

ここから始めてみよう～町民が参加できること～

- 地域の農産物を積極的に購入し、地産地消に取り組みましょう。

関連計画

		令和3	令和4	令和5	令和6
◆農業振興地域整備計画	令和3年度～	[計画期間]			



田園風景



● 専業・兼業別農家数等及び経営耕地規模別内訳の推移 ●

年次	総数	自給的農家	販売農家	専業別内訳			経営耕地規模別内訳					
				専業	第1種兼業	第2種兼業	0.5ha未満	0.5～1.0ha	1.0～1.5ha	1.5～2.0ha	2.0～3.0ha	3.0ha以上
平成17年(2005)	1,579	197	1,382	270	247	865	100	366	328	216	194	178
平成22年(2010)	1,414	211	1,203	285	216	702	81	293	279	187	178	185
平成27年(2015)	1,228	225	1,003	284	174	545	83	229	204	143	160	184
令和2年(2020) (推計)	1,170	240	930	290	160	480	/					
令和7年(2025) (見通し)	1,110	250	860	290	150	420						
令和12年(2030) (見通し)	1,050	250	800	300	140	360						

農林業センサスより



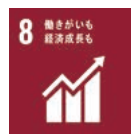
多古米



多古の特産品

まちの賑わいを創り出す商工業の振興

関連する
SDGs



現状と課題

- 商業の振興による買い物等の日常生活の利便性向上は、移住・定住と関わる部分としても重要です。
- 新型コロナウイルスの流行により、飲食店をはじめとする商店は厳しい状況となっています。既存の商店等への支援は、引き続き行っていくことが必要です。
- 創業や事業承継、空き店舗を活用した出店の支援等、新たな魅力の開発や賑わいの創出につなげていくことが重要です。
- 圏央道インターチェンジの設置や成田空港の更なる機能強化の効果を活かし、商業の活性化を図ることが重要です。

今後の方針

- 多古工業団地の環境の維持・改善を図ります。
- 圏央道インターチェンジの設置や成田空港の更なる機能強化の効果を活かし、創業支援等事業計画に基づき、商工会などと連携して商業の活性化を図ります。
- 創業や事業承継、空き店舗を活用した出店を支援することで、新たな魅力の開発や賑わいの創出につなげていきます。

施策1

既存工業への支援

多古工業団地内企業間の連携と情報共有を図り、交通インフラを含めた生産環境の維持・改善を図ります。また、新たな設備投資などの事業拡大を支援し、雇用の受け皿となる工業の振興を推進します。

施策2

魅力ある商店街・拠点の形成

◆創業支援等事業計画

地域に根ざした商店街としていくため、多古高校生や地域住民との協働による地域ブランディング(地域ブランドの構築・育成)の推進を図ります。また、空き店舗等の利活用や商工会を中心とした関係団体と連携して、創業支援等事業計画に基づき、創業・起業等を支援することで、商店街の町並みを維持し、新たな魅力の開発や賑わいを創出します。

施策3 経営の安定化対策の推進

経営者のニーズに合った既存の支援制度の見直しや各種研修会等の実施により、健全経営や後継者の育成を支援します。

商工会を中心とした関連団体との連携による相談・指導体制の強化や適切な情報提供等により商店経営を支援します。

成果指標	単位	現状 (令和元)	目標			
			令和3	令和4	令和5	令和6
製造品出荷額等	億円	568 (平成30)	566	578	590	602
空き店舗等活用による出店数	店	—	1	1	1	1
起業・創業支援施策による 新規開業店舗数	店	—	1	1	1	1
起業・創業の相談件数	件	—	2	2	2	2

ここから始めてみよう～町民が参加できること～

- 町内での起業や出店等を応援しましょう。
- 地域の商店で積極的に買い物をしましょう。
- 商店街が行うイベントなどの地域活性化への取組に参加しましょう。

関連計画

	令和3	令和4	令和5	令和6
◆創業支援等事業計画 令和2年度～令和6年度	[計画内容]			



あじさい祭り城下町会場（商店街）

道の駅を拠点とした多様な観光・交流プログラムの展開

関連する SDGs

9 産業と技術革新の基盤をつくろう



11 住み続けられるまちづくりを



17 パートナーシップで目標を達成しよう



現状と課題

- 町民参加のもと、新たなヒトやモノの流れを創出し、観光を基軸とした地域活性化を図ることが重要です。
- 多古町の魅力を発信し、多くの方にPRすることで、観光に訪れる方、交流する方を増やすことが必要です。

今後の方針

- 観光と交流を目的とする中核的推進組織を設立し、観光によるまちづくりを推進します。
- 河川空間や農業などを活用した体験・滞在型コンテンツを造成し、道の駅多古を新たな観光拠点として磨き上げ、来訪者の増加を促進します。

施策1

観光まちづくりの基盤形成

◆観光・交流アクションプラン

観光と交流を柱とした観光・交流アクションプランに基づき、観光事業を推進します。

中核的推進組織を組成し、来訪者のニーズ把握や観光事業を主体的に実施する団体活動を支援します。

滞在型・体験型の観光や広域連携型の観光を構築することで、観光によるまちづくりを推進し、観光を基軸として地域の活性化を図ります。

施策2

観光資源の発掘と活用

◆観光・交流アクションプラン

地域の資源を再発掘し磨き上げることで、観光資源としての活用を促進し、歴史、文化的資源を活かした観光交流を推進していきます。

農業の持つ魅力を観光資源として磨き上げ、田園風景も活用した誘客多角化を促進し、町の魅力を積極的に広めることで、二地域居住やワーケーションへの拡充を図ります。

昭和の木造校舎が今に残る「旧興新小学校」など、多古町ならではの建築物、風景を活かした映画やテレビなどの撮影を積極的に受け入れ、多古町を全国的に発信します。

施策3 観光PRの強化

観光やイベントの積極的な情報発信のほか、観光専用ホームページの開設や観光アプリの開発など、あらゆる媒体を通じて多古町の魅力をPRします。

民間企業や大学等との連携・協働による特産品の開発や観光事業を促進し、PRの波及効果による誘客促進を図ります。

観光ボランティアの育成、多言語を併記した観光案内板の設置やガイドブック、観光サイトを整備するとともに、外国人へのPRを推進し、外国人観光客を取り込みます。

また、「あじさい祭り」や「いきいきフェスタ」などの観客参加型のイベントを各種団体と協力して開催し、町内の方はもちろん、町外の方にも参加いただき、PRの機会として活用します。

施策4 道の駅多古の魅力向上

観光振興の中心拠点として必要な整備を行い、民間活用等による新たな魅力の創出を促進します。ナイトタイムエコノミー^{※3}や体験型・回遊型・滞在型観光コンテンツの造成を促進し、栗山川の河川空間を活用した観光地域づくりを推進します。

ホームページなどでの積極的な情報発信やECサイト^{※4}活用による販路の拡大により、道の駅多古の魅力向上を図ります。

成果指標	単位	現状 (令和元)	目標			
			令和3	令和4	令和5	令和6
観光入込み客数	人	977,492	1,140,000	1,200,000	1,260,000	1,320,000
道の駅多古の売上高	百万円	545	670	720	760	810
トランジット&ステイプログラム 参加者数	人	264	310	350	380	420

ここから始めてみよう～町民が参加できること～

- 地域の魅力を再確認し、町民同士や来訪者に伝え、広めていきましょう。
- 町外からの来訪者に対して、おもてなしの心を持って接しましょう。

関連計画

	令和3	令和4	令和5	令和6
◆観光・交流アクションプラン 令和3年度～令和6年度	実施中			

※3 夜間（日没から日の出まで）における経済活動のこと。夜間帯に娯楽・文化などの商業を充実させることで、より経済を活性化させること

※4 インターネット上で、商品やサービスの売買ができるサイトのこと。



移住・定住支援の推進

関連する
SDGs



現状と課題

- 町民ワークショップにおいて、町の将来像を検討した結果、「暮らしつづける」というキーワードが多く意見として出されました。
- 人口減少が続いている多古町にとって、移住・定住の取組が重要です。
- 多古町の暮らしやすさについて発信し、多古町に関心を持つ方を増やすことが重要です。

今後の方針

- 暮らし続けたい多古町の実現に向けた、移住・定住支援の取組を実施します。

施策1

多古町の住みやすさ・暮らしやすさのPR

◆まち・ひと・しごと創生総合戦略

成田空港に隣接し、都市部へアクセスしやすい立地や、待機児童ゼロ、小・中学生の給食費の無償化、高校生までの医療費の無償化などの充実した子育て支援や、良好な住環境、豊かな自然など、多古町の住みやすさを各種媒体で情報発信し、移住・定住の促進を図ります。

- 情報発信の強化
- 移住支援施策の充実

施策2

多古町に関わる人材（関係人口）の創出

◆まち・ひと・しごと創生総合戦略

人口減少対策や多古町への移住・定住を促進する際に重要となる、関係人口の創出を図り、地域の活性化、都市部とのつながりづくりに努めます。

- 都市住民との交流促進
- 継続的な関りを求める都市住民等の創出
- 副業・兼業として多古町に関わる人材の活用
- 二地域居住の促進
- 大学・民間企業との連携
- 小さな拠点づくりの検討

施策3

若い世代の転入を促す住環境の整備

◆まち・ひと・しごと創生総合戦略

生活の基盤となる住宅取得への支援や優良住宅地の形成促進等に取り組むことにより、若い世代の定住促進を図ります。また、住環境整備の一環として空き家の利活用を促進します。

- 住宅取得支援
- 優良住宅地の形成促進
- 空き家の利活用の促進

成果指標	単位	現状 (令和元)	目標			
			令和3	令和4	令和5	令和6
移住相談件数	件	延べ52	+延べ10	+延べ30	+延べ50	+延べ70
都市住民との 交流事業参加者数	人	延べ 313	延べ 480	延べ 490	延べ 500	延べ510
住宅取得奨励金 交付事業利用件数	件	86 (平成27~令和元)	+32	+37	+42	+47
空き家バンク登録件数	件	2	7	10	12	15

ここから始めてみよう～町民が参加できること～

- 多古町の暮らしやすさについて、発信・PRしてみませんか。
- 転入者との積極的な交流を図り、地域で暖かく受け入れましょう。

関連計画

	令和3	令和4	令和5	令和6
◆まち・ひと・しごと創生総合戦略 第2期 令和2年度～令和6年度				



多古町移住定住情報発信サイト「RURAL LIFE」
<http://www.town.tako.chiba.jp/ijyu/>



基本政策 4 自然と調和した安全・安心なまちづくり (環境・都市基盤整備・安全)

自然と調和した土地利用の推進

関連する
SDGs



現状と課題

- 多古町に住み続けたい理由では、「自然環境の良さ」が上位となっているため、自然環境と調和した秩序ある土地利用の推進に努めることが重要です。
- 圏央道の開通や成田空港の更なる機能強化が予定されている中、地域の特性を活かした土地利用の推進が重要です。

今後の方針

- 土地利用や都市づくりに関する都市計画の総合的かつ計画的な指針である都市計画マスタープランに基づき、自然環境と調和した秩序ある土地利用の推進を図ります。また、圏央道の開通や成田空港の更なる機能強化を最大の機会と捉えて、町の発展につながる土地利用を推進します。

施策 1

適切な土地利用の推進

◆都市計画マスタープラン

都市計画マスタープラン等の土地利用計画に基づき、適切な土地利用を推進するとともに、都市計画用途地域の指定や見直しなどにより、適切な土地利用の規制誘導を図ります。公有地を含めた遊休地の土地利用については、有効利用を図ります。特に多古台については、自然と調和した良好な住宅地の形成を基本としつつ、町の発展に資する土地利用を推進します。

施策 2

土地利用動向の適切な把握

大規模な土地の権利移転とその土地利用の状況を把握し、適正な土地利用の促進を図ります。



成果指標	単位	現状 (令和元)	目標			
			令和3	令和4	令和5	令和6
多古台複合施設地区 未利用地の解消	ha	1.4	—	解消		

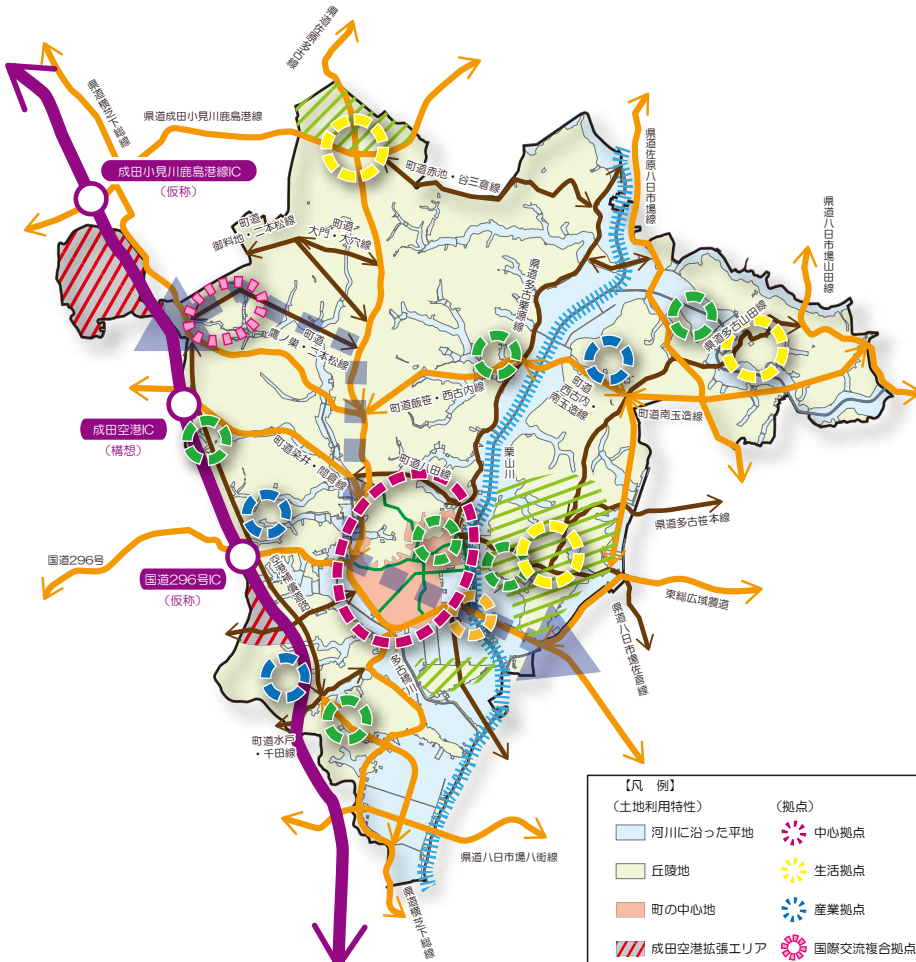
ここから始めてみよう～町民が参加できること～

- 町内の土地利用状況に対して関心を持ちましょう。
- 土地利用計画に配慮した土地の利活用を心がけましょう。

関連計画

	令和3	令和4	令和5	令和6
◆都市計画マスタープラン 令和3年度～令和22年度	(計画期間)			

●将来都市構造図●



地域特性を活かした交通ネットワークの強化

関連する
SDGs



現状と課題

- 圏央道の開通や成田空港の更なる機能強化により、交通網体系や町道の整備を推進し、アクセスの向上を図ることが重要です。
- 道路や橋梁等の点検、補修、改良等の整備を図り、安全で快適な通行を確保することが必要です。

今後の方針

- 圏央道の開通や成田空港の更なる機能強化による交通需要の増加に対応した交通網体系や町道の整備を推進していきます。
- 道路や橋梁等の点検、補修、改良等の整備を図り、安全で快適な通行の確保を図ります。

施策 1

国・県道の整備促進

圏央道の開通や成田空港の更なる機能強化による交通需要の増加に対応し、安全確保等のため、国道 296 号の 4 車線化をはじめ、各幹線道路の車道拡幅、歩道設置等、道路の整備充実を関係機関に要請します。

施策 2

町道の整備

◆舗装修繕計画

圏央道の開通や成田空港の更なる機能強化による交通需要の増加に対応し、「町道南玉造線」「町道鷹ノ巣・二本松線」「町道染井・間倉線」等の道路改良整備を推進します。
また、町道の安全性の確保・向上等のため、計画的な管理・修繕を実施します。

施策 3

法定外公共物の管理

里道（赤道）・水路（青道）の管理を適正に行い、必要に応じて整備や払下げを行います。



施策4

橋梁の点検整備

◆橋梁長寿命化修繕計画

安全性の確保・向上等のため、国・県管理の橋梁については確実な点検・整備について関係機関に要請し、町道の橋梁については計画的な管理、修繕等を実施します。

成果指標	単位	現状 (令和元)	目標			
			令和3	令和4	令和5	令和6
町道南玉造線整備率	%	41.5	60.0	72.0	85.0	100.0
町道鷹ノ巣・二本松線（第一工区） 整備率	%	0	10.0	25.0	45.0	60.0
町道染井・間倉線 整備率	%	0	—	—	3.0	5.0

ここから始めてみよう～町民が参加できること～

- 地域の道路を良好に保つために行われる草刈り等の奉仕作業に参加しましょう。
- 道路に張り出した樹木は、枝払い・伐採をし、道路の安全に努めましょう。

関連計画

		令和3	令和4	令和5	令和6
◆舗装修繕計画	平成28年度～	[Redacted]			
◆橋梁長寿命化修繕計画	平成29年度～	[Redacted]			

●町道延長の推移（整備状況別、自動車交通不能）●

年次	実延長 (m)	舗装延長 (m)		改良延長 (m)		自動車交通 不能道延長 (m)
		舗装率 (%)		改良率 (%)		
平成28年	383,848	334,807	87.2	143,392	37.3	115,312
平成29年	384,004	334,982	87.2	143,804	37.4	115,292
平成30年	385,312	336,290	87.2	145,254	37.6	115,181
令和元年	385,917	336,895	87.2	146,030	37.8	115,021
令和2年	386,624	337,646	87.3	147,098	38.0	114,860
令和3年	386,614	337,636	87.3	147,221	38.0	114,853

道路台帳より

暮らしの利便性に配慮した公共交通体系の確保

関連する
SDGs



現状と課題

- 交通に関する取組は、町民からの満足度が低く、住み続けたくない理由としても交通の不便さが最も多くなっています。
- 高齢化が進行する本町にとって、交通利便性の向上は重要で、町民の満足度が低い施策・取組としても交通に関する項目が挙げられています。
- 高齢者からニーズのあるデマンドタクシーの運行の充実などを推進し、ニーズに沿った交通体系について検討していくことが重要です。
- 現行の公共交通の維持を図り、公共交通の利便性の向上と利用者の増加への取組を行うことが必要です。

今後の方針

- 町外へのバス路線の運行を維持するとともに、町内ではデマンドタクシーの運行の拡大などを推進し、公共交通の利便性の向上と利用者の増加に努めます。
- 多古台バスターミナルを中心に、パークアンドバスライドによる町外への移動や町外からのアクセス向上を図ります。

施策 1

公共交通の利便性の向上

町外へのバス路線網を維持するため、運行経費の補助等を継続します。更に、各種媒体を活用して、空港シャトルバスなどの公共交通の運行情報を提供するとともに、利用者アンケートなどにより利便性の向上を図ります。

町内の移動については、交通手段を持たない高齢者等のため、デマンドタクシーの平日拡大など、より利用しやすい公共交通ネットワークを目指します。

施策 2

交通結節機能の強化

自家用車等と公共交通の乗り換えや町内交通と町外交通との連携を円滑にするため、多古台バスターミナルなどを活用したパークアンドバスライドによる乗換えを推進します。



成果指標	単位	現状 (令和元)	目標			
			令和3	令和4	令和5	令和6
空港シャトルバス利用者数	人	延べ 98,640	延べ 106,000	延べ 107,000	延べ 108,000	延べ 110,000
デマンドタクシー利用者数	人	2,018	5,500	6,500	7,500	8,000

ここから始めてみよう～町民が参加できること～

- 公共交通機関を積極的に利用しましょう。



空港シャトルバス（1日20往復40便）



デマンドタクシー



多古台バスターミナル
(無料駐車場157台完備)



高速バス匝瑳線
(匝瑳・多古・富里～東京駅)

親しみと憩いを感じる空間・景観の形成

関連する
SDGs



現状と課題

- 多古町らしい景観を守り育てていくため、良好な景観づくりの推進を行うことが重要です。
- 町民の憩いの場としての公園を整備し、誰もが親しめる場を設けることが重要です。
- 多面的な機能を有する森林の荒廃を防ぎ、適切に維持管理していく環境整備の促進が重要です。

今後の方針

- 町の公園が有する特色を活かし、憩いの場として誰もが親しめる公園機能の充実を図ります。
- あじさい公園については、町民との協働により、更に親しまれる憩いの場として、適切な管理を図ります。
- 多古町らしい景観を守り育てていくため、良好な景観づくりの推進と町民の意識の醸成を図ります。
- 森林の荒廃を防ぎ、多面的機能を維持していくため、環境整備を促進します。

施策 1

公園・緑地の整備

◆公園施設長寿命化計画

多様なニーズに応えられるよう、既存公園の立地等を踏まえ、各公園の特徴を活かした公園機能の拡充を図ります。更に、公園施設長寿命化計画に基づき、適正な管理と機能の充実を図ります。

また、成田空港の更なる機能強化などに関連した、空港を見下ろす公園等の新たな公園整備を推進します。

施策 2

美しい景観の形成

美しい景観を維持するため、屋外広告物条例を適正運用します。また、景観形成に関する啓発と、美しい景観形成を促進します。



施策3 森林の持つ多面的機能の維持・活用

森林機能を維持するため適正な管理を促進し、林木が健全に生育する優良な森林の整備を促進します。

成果指標	単位	現状 (令和元)	目標			
			令和3	令和4	令和5	令和6
桜のオーナー制度による植樹本数 (累計)	本	270	—	—	—	現状値を維持

ここから始めてみよう～町民が参加できること～

- 新たに建物等を建築する場合、景観形成に配慮しましょう。
- マナーを守って公園を利用し、憩いの場として活用しましょう。
- 公園や道路の清掃等、地域の環境美化活動への参加や、庭の草木の手入れなど、身近な景観の保全・形成に協力しましょう。
- 所有地の適正な管理に努めましょう。

関連計画

	令和3	令和4	令和5	令和6
◆公園施設長寿命化計画 平成28年度～令和7年度	実施中			



あじさい公園



ふれあい公園



快適で潤いのある暮らしの基盤・環境の整備

関連する
SDGs



現状と課題

- 誰もが安全で快適に生活できる生活基盤の確保は、暮らし続けるために重要な要素です。住宅、上下水道等をはじめとした生活基盤に関する事業の推進が必要です。
- 航空機騒音の軽減のための環境対策、公害苦情への迅速な対応など、継続して取り組んでいくことが重要です。
- 環境保全や地球温暖化防止に関する意識啓発を図るとともに、ごみの分別やリサイクルに取り組んでいくことが重要です。

今後の方針

- 誰もが安全で快適に生活できる住宅を確保できるよう、高齢化の進行や低炭素社会の実現に対応した住宅の建設・改修を促進します。
- 上水道施設の更新と耐震化を推進し、水道水の安定供給に努めます。
- ごみの分別やリサイクルに関する意識啓発を図り、適正な処理により、ごみの減量化を促進します。
- し尿や生活雑排水の適切な処理を推進するため、合併処理浄化槽の設置を促進するとともに、処理施設の機能保全・維持管理、長寿命化を図ります。
- 航空機騒音の軽減のため、騒音による移転や住宅防音工事等の環境対策を推進します。
- 公害苦情に迅速に対応し、不法投棄等の撲滅に取り組みます。
- 環境保全や地球温暖化防止に関する意識啓発を図るとともに、本町の事務事業で排出される温室効果ガスの削減に取り組みます。

施策 1

住宅の建設、改善への適切な対応・支援

◆耐震改修促進計画

高齢社会に対応した住宅建設・改修を推進するため、住宅のバリアフリー化に関する情報提供を行い、補助金の活用等により住宅の段差の解消や手すりの設置等を促進します。また、低炭素型住宅の普及を促進するため、太陽光発電等の新エネルギーの導入普及を推進します。

建築基準法や県条例等の各種法令の適正運用と、耐震改修促進計画に基づいた耐震診断や耐震改修を促進します。



施策2

安全で強靱な水道事業の実現

◆水道ビジョン・水道事業経営戦略

「健全な経営と安定した水の供給の実現」を可能にするためには、健全な水道事業を将来にわたり運営していくことが不可欠であり、財源確保のため、中・長期的な視点で効率的な水道資産管理を図り、アセットマネジメント（資産運用）や経営戦略を実践します。

「災害に強い対応力のある水道」を実現するために、停電時の対応として、発電機を整備するとともに、老朽化した施設や管路の更新とともに耐震化を進めていきます。

また、施設や管路の更新等については重要度を考慮し、長寿命化と耐震化を組み合わせ、災害に強い水道システムの実現に取り組みます。

人材確保の難しさを補う対策として、経営基盤や技術基盤強化のため、官民連携を模索します。

今後とも広報活動を継続し、水道事業の情報を適時公開に努め、信頼性や満足度の向上につながる活動を継続します。

施策3

ごみの適切な処理

◆地球温暖化対策実行計画

ごみの分別収集の徹底を図るとともに、3R〔Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）〕に Refuse（リフューズ：断る、使わない）、Repair（リペア：修理する）を加えた 5R のライフスタイルの周知を図り、ごみの減量化を促進します。

こども園や小学校等における環境学習を継続して実施し、循環型社会に対する意識を高めます。

施策4

し尿及び生活雑排水の適切な処理

◆汚水適正処理構想

し尿や浄化槽汚泥の収集・処理体制を維持するとともに、合併処理浄化槽の設置や単独処理浄化槽、汲取便槽からの合併処理浄化槽への転換を促進します。

農業集落排水事業の整備区域内において処理施設への未接続者の接続を促進します。また、処理施設の維持管理、改修を実施するとともに、汚水適正処理構想に基づいた、長期的な汚水処理体制の確立を検討します。

施策5

公害・環境対策の推進

航空機騒音の影響を強く受ける地域の住宅環境を保全するため、騒音による移転や住宅防音工事などの環境対策を推進します。

公害苦情相談員を設置し、多様化する公害苦情に迅速に対応するとともに、県や不法投棄監視員と連携し、不法投棄等の監視体制の強化を図ります。

町民の環境保全や地球温暖化防止に関する意識啓発を図るとともに、多古町地球温暖化対策実行計画に基づき温室効果ガスの削減に取り組みます。



成果指標	単位	現状 (令和元)	目標			
			令和3	令和4	令和5	令和6
処理施設への接続戸数 (累計)	戸	540	545	550	555	560
合併処理浄化槽の 設置補助基数 (累計)	基	1,478	1,570	1,610	1,650	1,690
ごみ排出量	t (トン)	3,347	3,330	3,326	3,322	3,318
不法投棄等の発生件数	件	18	現状値より 減少	現状値より 減少	現状値より 減少	現状値より 減少
温室効果ガス排出量 (町公共施設)	t-CO ₂	3,249	3,164	3,080	2,995	2,910
水道の有収率	%	72.5	74	75	76	77
耐震管に更新した 上水道管路延長 (累計)	km	13	14	15	16	17
水道料金の徴収率	%	96.8	現状値より 増加	現状値より 増加	現状値より 増加	現状値より 増加

ここから始めてみよう～町民が参加できること～

- 河川や地下水等、水環境に関心を持ち、家庭においても適切な排水を心がけましょう。
- 農業集落排水事業の整備区域内では、処理施設への接続に協力しましょう。
- 農業集落排水の処理施設の利用者は、適切な排水を心がけましょう。
- 不法投棄等を発見した場合は、行政に情報を伝えましょう。
- 「不法投棄等をしない、させない」という意識を持ちましょう。
- ごみの分別を正しく行い、ごみの減量化に取り組みましょう。
- 合併処理浄化槽の適切な維持管理、清掃をしましょう。

関連計画

	令和3	令和4	令和5	令和6
◆耐震改修促進計画 令和2年度～令和7年度	[Dark Blue Bar]			
◆水道ビジョン 第2次 令和元年度～令和12年度	[Dark Blue Bar]			
◆水道事業経営戦略 第1次 令和3年度～令和12年度	[Dark Blue Bar]			
◆地球温暖化対策実行計画 第2次 令和3年度～令和7年度	[Dark Blue Bar]			
◆汚水適正処理構想 平成27年度～令和6年度	[Dark Blue Bar]			

●上水配水の推移●

年次	計画給水人口(人)	給水区域内人口(人)	給水人口(人)	配水能力(m ³ /日)	年間配水量(k m ³)	1日最大配水量(m ³)	1日平均配水量(m ³)
平成27年	24,200	15,174	14,521	11,300	1,711	5,393	4,675
平成28年	24,200	14,993	14,426	11,300	1,808	5,856	4,954
平成29年	24,200	14,877	14,198	11,300	1,806	5,545	4,950
平成30年	24,200	14,655	13,952	11,300	1,838	5,831	5,037
令和元年	24,200	14,519	13,592	11,300	1,745	5,419	4,769

水道台帳より

●ごみ収集・処理の推移●

年次	処理計画人口(人)	処理人口(人)	年間総収集量(+)
平成27年	15,174	15,174	3,512
平成28年	14,993	14,993	3,392
平成29年	14,877	14,877	3,307
平成30年	14,655	14,655	3,359
令和元年	14,519	14,519	3,347

市町村公共施設状況調査より

●し尿収集・処理の推移●

年次	処理計画人口(人)	処理人口(人)	年間総収集量(kℓ)
平成27年	1,748	1,748	703
平成28年	1,709	1,799	686
平成29年	1,682	1,682	706
平成30年	1,818	1,818	763
令和元年	1,892	1,892	794

市町村公共施設状況調査より



取水井用発電機



多古水ポスター





災害に強くしなやかで、安全・安心のまちづくり

関連する
SDGs



現状と 課題

- 突発的な自然災害等による大きな被害が全国各地で発生しており、多古町においても大きな台風被害が発生しています。自然災害に対しての備えとして、防災訓練などの実施による町民の防災意識の高揚と災害に強いまちづくりを進めることが重要です。
- 交通安全運動の実施や交通安全意識の啓発を推進し、交通事故を未然に防ぐための取組を推進することが重要です。
- 防犯灯や防犯カメラの設置などの防犯対策や、防犯意識の向上など、犯罪を防止する活動を強化し、犯罪の発生しにくい環境づくりに努めることが重要です。

今後の 方針

- 水害や土砂災害、地震災害等の自然災害に対して、その発生予防と発生時の被害を極力少なくするため、防災訓練などの実施による町民の防災意識の高揚と災害に強いまちづくりに取り組みます。
- 火災の発生を予防し、火災発生時の人命救助、消火を迅速に行うことのできる消防体制の充実を図ります。
- 犯罪の発生を防止するため、防犯意識の向上や犯罪を防止する活動を強化し、犯罪の発生しにくい環境づくりに取り組みます。
- 交通安全運動の実施や交通安全意識の啓発を推進し、交通事故の撲滅を目指します。
- 消費生活に関する正しい知識や情報を提供するとともに、関係機関と連携して相談体制の充実を図ります。

施策 1

治山・治水対策などの推進

土砂災害による被害の軽減のため、土砂災害警戒区域の指定等について、関係機関へ要請します。更に、急傾斜地対策事業等について、関係者間の調整を図り、事業に取り組みます。

水害による被害の軽減のため、関係機関と連携し、道路側溝や流末排水等の整備を推進するとともに、河川管理者に対し、河川改修等を要請します。

**施策 2****災害対策の確立**

◆国土強靱化地域計画・地域防災計画

国土強靱化地域計画に基づき、安全・安心な地域社会の構築を推進します。

地域の自主的な防災組織の設立・育成を支援するとともに、周辺市町との連携体制の強化を推進し、重大災害に備えます。

災害発生時に適切な情報伝達を行うため、必要に応じて防災行政無線の戸別屋外アンテナの整備を実施します。更に、要援護者の把握や地域の自主防災活動を促進します。

また、帰宅困難者や外国人旅行者などについては、関係機関と連携し、帰宅の支援や、必要な情報を提供します。

施策 3**消防体制の充実**

防火訓練や防火運動等の意識啓発活動を通じて、防火に対する意識を高め、自主的な防火活動を育成するとともに、町民と行政が協力して火災予防を推進します。

火災の多様化等に対応するため、車両や装備の高度化、防火水槽の整備等を推進し、災害時に迅速に対応できる体制づくりに取り組みます。

非常備消防設備の整備と消防団員の確保に努め、女性消防団員の加入など、地域の実情に合わせた消防団組織を確立し、地域消防力の維持・継続を図ります。

施策 4**防犯対策の推進**

広報たこや防災行政無線等を活用して、防犯意識の啓発を推進します。

防犯体制の充実を図るため、警察や防犯指導員、小・中学校等と連携し、防犯対策を推進します。

犯罪の発生しにくい環境を整備していくため、防犯灯、防犯カメラ等の防犯施設の設置・改修を推進します。

施策 5**交通安全対策の推進**

◆交通安全計画

歩行者の安全確保や自動車交通の円滑化を図るため、多古町交通安全計画に基づき安全施設の整備を行うとともに、関係機関に対して歩道や信号機の設置を要望します。

交通事故を未然に防止するため、児童・生徒や高齢者を対象とした交通安全教室を実施します。

施策 6**消費者の自立**

消費者トラブルを未然に防ぐため、広報・啓発活動を継続して実施します。更に身近な相談場の設置や関係機関との連携強化により、相談体制の充実を図ります。



成果指標	単位	現状 (令和元)	目標			
			令和3	令和4	令和5	令和6
自主防災組織数	団体	36	39	42	45	48
防犯カメラ設置件数 (町が設置および補助した件数)	件	7	10	13	15	17

ここから始めてみよう～町民が参加できること～

- 消防団や自主防災組織の必要性を再認識し、防災活動に協力しましょう。
- 避難場所や避難経路を確認しましょう。また、非常時のための食糧・飲料水等を備蓄しておきましょう。
- 日頃から防犯や交通安全に関心を持ちましょう。
- 子どもたちの通学時の見守りに協力しましょう。

関連計画

	令和3	令和4	令和5	令和6
◆国土強靱化地域計画 令和3年度～令和7年度				
◆地域防災計画 令和3年度～令和7年度				
◆交通安全計画 第11次 令和3年度～令和7年度				



消防団による災害復旧活動



消防操法大会



●指定避難所一覧●

番号	施設名	所在	床面積	収容可能者数
1	多古町民牛尾体育館	牛尾 2053-2	401 m ²	100人
2	多古第一小学校体育館	多古 2547	801 m ²	200人
3	多古中学校体育館	多古 2920-1	1,190 m ²	297人
4	多古高等学校体育館	多古 3236	1,002 m ²	250人
5	多古高等学校小体育館	多古 3236	286 m ²	71人
6	多古町民第二体育館	喜多井野 144-1	401 m ²	100人
7	久賀小学校体育館	大門 205-6	725 m ²	181人
8	旧常磐小学校体育館	南玉造 162	615 m ²	153人
9	中村小学校体育館	南中 349-2	408 m ²	102人
10	多古町保健福祉センター 【福祉避難所】	多古 2848	232 m ²	58人
11	多古町民体育館	多古 2886-1	1,404 m ²	351人

地域防災計画より



交通安全出動式



防災行政無線



バスの乗り方教室（多古こども園）



基本政策 5 学びと生きる力を育むまちづくり (教育・文化・人づくり)

地域に根ざした魅力ある教育の推進

関連する
SDGs



現状と課題

- 平成 26 年に町内の公立幼稚園及び保育所の 5 施設を多古こども園（幼保連携型認定こども園）に統合集約し、就学前の子どもの育成拠点として、幼児教育・保育の一体的な提供を行っています。
- すべての幼児が、その成長・発育の段階に即した適切な教育を受けることができるよう、多古こども園の適切な事業運営に努めるとともに、職員の研修など、職員の更なる資質向上が重要です。
- 少子化により、小学校が減少し、現在小学校 3 校、中学校 1 校、県立と私立の高等学校が各 1 校となっています。地域に根ざした魅力ある教育の推進を行い、小・中学校と高等学校の連携等、地域における教育環境の充実が重要です。

今後の方針

- すべての幼児がその成長・発育の段階に即した適切な教育を受けることができるよう、家庭教育と幼児教育の充実を図ります。
- 「めざす子ども像」の実現に向けた「幼小中連携・一貫教育」を推進します。
- 小・中学校と高等学校の連携など、地域に根ざした魅力ある教育の推進や、新たな教育課題に対応した指導体制を強化し、地域の教育環境の更なる充実を図ります。

施策 1

幼児教育の推進

◆子ども・子育て支援計画

家庭と多古こども園の連携を強化するとともに、多古こども園において、教育・子育てに関する相談体制の充実を図ります。

幼児教育や保育へのニーズに対応するため、多古こども園の職員間の連携を密にするとともに、職員の更なる資質向上を図り、小学校教育と連続性を持った教育を行うため、多古こども園と小学校の交流活動を推進します。



施策2

学校教育の充実

◆食育推進計画

地域の自然や歴史を活かし、地域住民の協力を得て、キャリア教育を中心とした魅力ある教育を実践します。また、開かれた学校づくりを推進し、地域の行事等への児童・生徒の参加により、地域住民との交流促進や郷土愛の醸成につなげます。

食育や国際理解教育、ICT（情報通信技術）を活用した情報教育等を推進し、社会の変化に対応した教育の充実を図ります。また、小・中学校、高等学校の連携した異校種間交流を推進し、年齢の違う児童・生徒の社会性や助け合いの心の育成、教員間の指導技術の向上など、教育効果を高めます。

不登校児童・生徒に対しては、関係機関と連携して、学校生活への復帰に向けた的確な支援を行います。また、特別な支援を必要とする児童・生徒に対する教育・相談体制の充実を図ります。

情報社会や国際社会の進展への対応、複雑化する児童・生徒の心の問題など、新たな教育課題を解決するため、教職員の研修を充実し、指導体制の強化を図ります。

大学等への進学を支援するため、町の奨学金制度を充実し、進学に係る保護者の負担軽減を図ります。

成果指標	単位	現状 (令和元)	目標			
			令和3	令和4	令和5	令和6
キャリア教育協力企業・団体の数	団体	64	62	65	67	70

ここから始めてみよう～町民が参加できること～

- 家庭で子どもとの対話を増やしましょう。
- 学校教育に関する理解と関心を深め、開かれた学校づくりの推進に協力しましょう。
- 学校や幼稚園の教育方針や教育活動を理解し、参加、支援しましょう。
- キャリア教育の推進に協力しましょう。
- 多古高等学校が実施する地域連携活動に参加、協力しましょう。

関連計画

	令和3	令和4	令和5	令和6
◆子ども・子育て支援事業計画 第2期 令和2年度～令和6年度	[計画内容]			
◆食育推進計画 平成30年度～令和9年度	[計画内容]			

生涯を通じて学べる環境の充実

関連する
SDGs



現状と 課題

- 施設整備、推進体制の強化、人材育成といった、生涯学習活動の拡充に向けて取り組むことが重要です。
- 文化・芸術・歴史等に触れる機会の創出は、町民による、町の歴史や文化の保存・継承にもつながり、重要です。

今後の 方針

- 生涯学習活動を拡充するため、施設整備を進めるとともに推進体制の強化や人材の掘り起こし、育成を図ります。
- 町立図書館サービスの拡充を図ります。
- 芸術に対する高い感性を養うため、芸術文化を鑑賞する機会の提供を継続して実施します。
- 本町の持つ歴史や文化財を保存・継承し、まちづくりに活用していきます。

施策1

生涯学習の充実

◆社会教育計画

生涯学習活動の裾野を広げ、かつ内容の拡充を図るため、性別や年齢別等の町民のニーズに対応した幅広い分野の学級・講座の開設を推進します。更に生涯学習に関する情報の提供を強化します。

生涯学習活動を支える体制と人員を確保するため、推進体制を強化するとともに、生涯学習ボランティアの拡充を促進します。

生涯学習活動の拠点となっているコミュニティプラザの有効利用を更に進めるため、利用方法の多様化など、町民相互の交流の場としての活用を促進します。

生涯学習活動を更に充実するため、図書館サービスの拡充を図るとともに、町民体育館をはじめとする社会体育施設の利用を促進します。



町立図書館

施策2 多古町文化の育成と活用

芸術文化の振興を図るため、鑑賞する機会の少ない伝統芸能やクラシック音楽をはじめ、多様なジャンルの公演を継続して実施します。

生涯学習の推進や文化活動の発展を図るため、芸術文化団体に対し、必要な支援を行います。

コミュニティプラザや文化ホールを有効に活用するとともに、施設の維持管理を計画的に実施します。

多古町の歴史的文化資源を後世に伝えていくため、文化財の整理・保存・活用を推進します。

多古町の観光資源でもある指定文化財の案内板は、多言語併記を含め、設置・更新を行い、観光客の利便性を図ります。

成果指標	単位	現状 (令和元)	目標			
			令和3	令和4	令和5	令和6
コミュニティプラザ年間利用人数	人	29,402	33,000	34,000	35,000	36,000
図書館利用者数	人	9,242	延べ 11,150	延べ 11,750	延べ 12,350	延べ 13,000

ここから始めてみよう～町民が参加できること～

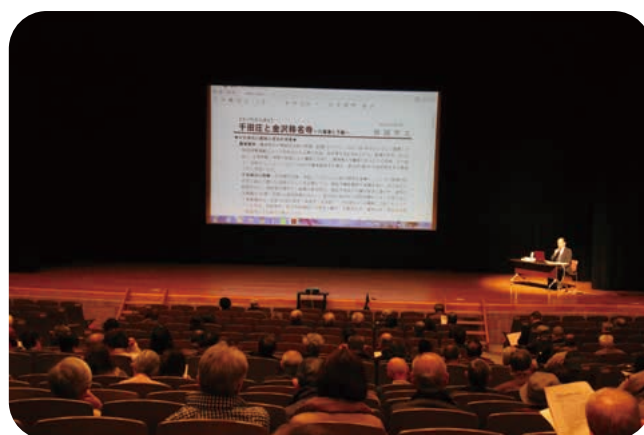
- 多古町の文化や歴史を積極的に学びましょう。
- 自らが多古町の歴史や伝統に誇りを持ちましょう。
- 自分に合った生涯学習にチャレンジしてみましょう。

関連計画

	令和3	令和4	令和5	令和6
◆社会教育計画 単年度ごと	■	■	■	■



いきいきフェスタ TAKO 文化祭



文化講演会

郷土を愛し次世代を担える人材の育成

関連する
SDGs



現状と課題

- 歴史講座や講演会などの町の魅力に触れる機会を増やし、郷土愛を醸成することは、暮らし続けたいと思うきっかけとして重要です。
- 「多古の子 町の子 みんなの子」というスローガンのもと、町全体で子ども達を見守り、育てるという考え方が定着しており、これを承継していくことが重要です。

今後の方針

- 本町への興味や関心を高めるため、歴史的文化資源や自然環境など、町の魅力に触れる機会を増やすとともに、ふるさと教育を推進し郷土愛を醸成します。
- 「多古の子 町の子 みんなの子」というスローガンのもと、地域の子どもは地域全体で見守り育てるという理念をもって、青少年健全育成を推進します。

施策1

郷土愛の醸成・ふるさと教育の推進 ◆観光・交流アクションプラン

生涯学習等において郷土の歴史文化を学習する場を充実するとともに、小・中学校向けにも学習する機会を提供するなど、町の歴史や文化に対する理解を深め、郷土愛の醸成を図ります。

自分たちの住む町の素晴らしさを知り、その知識をもとに企画を立て、様々な町の人々と交流する授業など、子どもへのふるさと教育の充実を図ります。

施策2

青少年の健全育成

◆社会教育計画

青少年の健全育成の基本となる家庭教育を充実するため、「教育の原点は家庭教育」を基本に、小・中学校の家庭教育学級、幼児家庭教育学級、祖父母家庭教育学級等を推進します。

地域社会における青少年の健全育成を図るため、青少年を地域で見守る学区コミュニティ推進活動事業等の取組を推進します。また、青少年活動を適切に支援するため、学校・地域・行政と青少年相談員連絡協議会や子ども会育成連絡協議会の連携を更に強め、青少年の健全育成を推進します。



成果指標	単位	現状 (令和元)	目標			
			令和3	令和4	令和5	令和6
家庭教育学級への参加率	%	95以上	95以上	95以上	95以上	95以上
10代における「町に愛着がある人」の割合	%	85	—	—	—	90

ここから始めてみよう～町民が参加できること～

- 子ども達の郷土愛を深める活動に参加・協力しましょう。
- 「多古の子 町の子 みんなの子」の意識を持って、地域の子ども達を見守っていきましょう。

関連計画

	令和3	令和4	令和5	令和6
◆観光・交流アクションプラン 令和3年度～令和6年度	[実施]			
◆社会教育計画 単年度ごと	[実施]	[実施]	[実施]	[実施]



あじさい祭りの竹コースター
(青少年相談員連絡協議会 & 子ども会育成連絡協議会)

道の駅多古と第2駐車場を結ぶ歩道アート
(ペイントする小学生)





基本政策6 みんなが主役のまちづくり (町民参加・生きがい・行財政)

まちづくりへの町民参加と協働・共創の構築

関連する
SDGs



現状と 課題

- 町民ワークショップの開催や計画策定時におけるパブリックコメントなど、町民が直接参加できる機会がありますが、更なる拡充が必要です。
- まちづくり志民活動助成事業などにより、まちづくりを町民と行政の協働体制で取り組んできました。少子高齢化が進む中、これからは、より一層町民と行政が力を合わせ、共にまちを創る、共創の意識を醸成するための取組が必要です。
- 地域コミュニティ活動の促進に向けた、NPO・ボランティア団体の育成・支援に取り組んでいくことが重要です。

今後の 方針

- 町民に町政について関心を持ってもらえるよう、町政に関する情報提供の充実を図ります。また、町政への町民参加を推進し、町民と行政との協働・共創体制を構築します。
- 地域コミュニティ活動を促進するとともに、NPO やボランティア団体の育成を支援し、地域の活性化を図ります。
- 男女共同参画に関する啓発活動を推進し、町民の関心を高めていきます。更に、男女共同参画推進プランに沿って、性別にかかわらず、個性や能力を十分に発揮できるまちづくりを推進します。

施策1

町民参加の推進

広報たこやホームページ、防災無線、多古町公式 LINE や多古町メールなど様々な媒体を利用し、行政の情報を早く、わかりやすくお知らせします。

より多くの町民が意見や提案などを手軽にできる仕組みを拡充し、町民が積極的に町政に参加できる機会を確保し、町民と共に創るまちづくりを推進します。

施策2 NPO・ボランティア団体の育成

NPO・ボランティア団体の育成に対して活動の場を提供し、団体の育成とまちづくり活動の活性化につなげます。

施策3 地域コミュニティ活動の促進

地域コミュニティ活動を円滑に継続して行うことができるよう、地域住民相互の理解の浸透を促進するとともに、活動内容や地域住民と行政の役割分担のあり方を検討し、適切に支援していきます。

学校教育に支障がない時間帯に、各小・中学校の体育館を施設開放し、地域住民のコミュニティ活動の場を提供します。

施策4 男女共同参画社会の実現 ◆男女共同参画推進プラン・DV対策基本計画

男女共同参画推進プランに基づき、男女が互いを尊重し、ともに輝く多古町を目指します。

男女共同参画の理解促進を図るため、啓発活動を推進します。更に、学校や地域において、男女共同参画について学習する機会の充実を図ります。

配偶者間などの暴力の被害者に対する相談窓口を設け、関係機関との連携を強化し、支援体制を推進します。

成果指標	単位	現状 (令和元)	目標			
			令和3	令和4	令和5	令和6
各種会議・委員会等における女性委員の割合	%	16.7	—	—	—	20以上
NPO及びボランティア等民間主催のイベント後援数	団体数	延べ14	延べ17	延べ18	延べ19	延べ20
まちづくり志民活動申請件数	件数	6	8	8	8	8

ここから始めてみよう～町民が参加できること～

- 行政運営やまちづくり活動に関心を持ち、情報収集や参画に積極的に取り組んでみませんか。
- 地域で行うコミュニティ活動に積極的に参加しましょう。
- 男女共同参画について関心を持ち、理解を深めましょう。

関連計画

	令和3	令和4	令和5	令和6
◆男女共同参画推進プラン・DV対策基本計画 第2次 令和3年度～令和7年度	[計画内容]			



効率的・効果的な行政運営の推進

関連する
SDGs



現状と課題

- 多様化・専門化している行政需要に対応するため、行政機構や事務事業の適切な見直しを実施し、効率的な組織体制づくりに取り組んでいます。
- 少子高齢化、デジタル社会への対応など、行政課題は更に多様化、専門化しており、職員の更なる能力開発や専門職の配置など、様々な取組が必要です。

今後の方針

- 適正な規模の組織体制の確立や事務事業の効率化とともに、職員一人ひとりの意欲と能力の向上を図ります。
- ICT等を活用し、住民サービスの向上や行政の効率化につなげます。

施策 1

行政運営の効率化・弾力化

◆公共施設総合管理計画・個別施設計画

行政需要の多様化・専門化に対応するため、行政機構の適切な見直しや定員管理の適正化、多様な任用制度の運用を図ります。

「公共施設等総合管理計画」に基づき、老朽化施設への対応を計画的に行い、費用の平準化による財政負担の軽減を図ります。

施策 2

職員の能力開発

人事評価制度の効果的な運用を図り、人事評価結果を活用した計画的な人材育成に取り組めます。また、個々の職務に応じた研修の参加を促進するとともに、研修に参加しやすい組織体制の確立を図ります。

施策 3

ICT の利活用

マイナンバー制度の周知を行い、マイナンバーカードの普及促進に取り組めます。

更に、マイナポータルでの電子申請やコンビニエンスストアでの証明書の取得など、様々な場面のマイナンバーカードの活用を推進します。

住民サービスの向上や行政運営の効率化を図るため、オープンデータの公開など、ICTの利活用に積極的に取り組めます。



成果指標	単位	現状 (令和元)	目標			
			令和3	令和4	令和5	令和6
1年間に研修を受けた職員数	人	47	55	55	60	65
町独自研修の実施数	回	5	5	5	6	6

ここから始めてみよう～町民が参加できること～

- 行政運営に関心を持ち、情報収集をしてみませんか。
- より良い行政運営につながる意見を役場に伝えてみませんか。

関連計画

	令和3	令和4	令和5	令和6
◆公共施設総合管理計画 平成29年度～令和38年度				
◆個別施設計画 令和3年度～令和12年度				



JAL 社員による多古町職員等への接客研修



健全で安定的な財政運営の推進

関連する
SDGs



現状と課題

- 少子高齢化社会の対応など、今まで以上に安定的な自主財源の確保と優先順位を勘案した適正な財源配分を行い、健全な財政運営を行うことが重要となります。
- 引き続き財政事情を町民にわかりやすく公表し、町民の理解を深める必要があります。

今後の方針

- 健全な財政運営のため、安定的な自主財源の確保と優先順位を勘案した適正な財源配分に努めます。
- 公と民の役割分担を見直し、適正な民間活力の導入を推進します。
- 地方公会計制度に即した財務諸表等を作成し、財政事情を町民にわかりやすく公表します。

施策 1

安定的な財源の確保

税財源の確保を図るとともに、地方交付税等の拡充を国・県に要請していきます。
ふるさと寄附金など、町税以外の自主財源の確保に努めるとともに、その効果を町の活性化につなげていきます。

施策 2

合理的・効率的な財源配分

地方公会計制度に基づく各種財務諸表等を活用し、中長期的な展望に基づく財政計画を検討するとともに、恒常的な事務事業の見直しを実施し、経常経費の抑制を図ります。
事業の費用対効果や優先順位に基づいた財源配分の実現を図ります。

施策 3

財政事情の公表

広報たこやホームページを活用し、町民にわかりやすく財政事情を公表します。

成果指標	単位	現状 (R1)	目標			
			令和3	令和4	令和5	令和6
町税の徴収率	%	98.53	-	-	-	現状値より増加
実質公債費比率	%	4.5	-	-	-	5.0
将来負担比率	%	0.0	-	-	-	0.0
経常収支比率	%	91.1	-	-	-	85.0

ここから始めてみよう～町民が参加できること～

- 町の財政事情に関心を持ちましょう。



ふるさと納税 返礼品カタログ



多様なニーズに対応した広域行政の推進

関連する
SDGs



現状と課題

- 本町では、ごみ処理や消防など、共同で実施するメリットを考え、広域行政で対応をしています。
- 町単独では対応が厳しい需要に対応するため、関係市町や国・県との連携強化を図ることが重要です。

今後の方針

- 広域的な行政需要に対応するため、関係市町や国・県との連携強化を推進します。

施策 1

関係市町との連携強化

地域の共通課題を解決するため、今後も関係市町との連携・協力を強化します。

施策 2

国・県との連携強化

圏央道の開通や成田空港の更なる機能強化など広域的な行政需要に対応するため、国・県との連携を推進します。

ここから始めてみよう～町民が参加できること～

- ごみ処理や消防など、町が広域的に行っている事業について理解を深めましょう。